

# 「県民参加の森林づくり事業」実施要領

## 1. 目的

本実施要領は、緑の募金を活用して、森林や緑に対する県民の関心を「県民参加の森林づくり」運動の発展へとつなげるため、地域の団体等（以下「団体等」という。）が実施する記念植樹等に対し、予算の範囲内で助成することを目的とし、その実施に必要な諸手続き等を定めるものとする。

## 2. 助成対象者

次の団体等を助成金の対象とする。

ただし、植栽後の管理が適正に実施できると認められる団体等に限る。

- ① 3人以上で組織されたグループ等
- ② 地区町内会
- ③ 学校
- ④ その他適当と認められる団体

## 3. 助成対象経費

助成対象経費は、次のとおりとする。

- ① 植栽用苗木購入に要する経費
- ② 標柱作製（購入）に要する経費

## 4. 申請

事業を実施しようとする団体等は、様式第1号による申請書を、長崎県緑化推進協会理事長に提出するものとする。

## 5. 決定通知

（公社）長崎県緑化推進協会理事長は、提出された申請書の内容を審査のうえ、適当と判断される場合は、様式第2号による決定通知を行うものとする。

## 6. 実績報告

決定通知を受けた団体等が事業を実施した場合、速やかに様式第3号による「完了報告及び請求書」を（公社）長崎県緑化推進協会理事長に提出するものとする。

## 7. その他

- ① 記念等の内容は自由とする。ただし、特定の営利につながる内容は除く。
- ② この事業は平成11年度事業より適用する。